

第 1 1 回農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 1 1 月 6 日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －
1 議事録署名委員の指名
2 会 期 の 決 定
3 報 告
4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第39号から第42号)
日程第4 議事(議案第37号から第40号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(25人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠席委員(0名)
なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第 2 報告第 39 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 40 号 農地法等第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 41 号 農地法等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 38 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 40 号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹
主 査 青木 克憲

局長補佐 堀 修二

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 7 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 11 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「25 番 大垣委員」「1 番 稲垣委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第３９号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第３９号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

－ （報告第４０号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第４０号農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第41号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第41号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第42号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

－（議案第37号説明・表決）－

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第37号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山委員

この3条の案件は現場の確認はしているのか。

事務局（堀）

確認している。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第 38 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書 6 ページの議案第 38 号をご覧ください。

今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 38 号を議案書をもとに朗読】

1 番は貸駐車場、2 番は宅地拡張としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については山本委員より説明をお願いします。

山本委員

議案第 3 8 号の 1 番について説明します。

申請人は●●市内に在住しています。

●●地内でレストランを経営していますが、駐車場は 8 台分と少なく、ランチタイムや会合時には駐車場が一杯になることが多くなり、路上駐車や近隣の家の前に駐車することにより、近隣住民から苦情が入るようになった次第であります。

そこで駐車場の敷地を検討したところ、申請人所有のレストラン北側に隣接する農地で駐車場を整備することとなり今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

2 番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 3 8 号の 2 番について説明します。

申請人は●●市内に在住しています。

昭和 24 年ごろから父が現在の住所に移り、昭和 47 年ごろに住居を建て替えたときに、農地法を知らずに埋め立てたものであります。

このたび、地区の会合にて初めて違法行為であることがわかり、今回、是正の申請を行うものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 3 8 号について説明します。

1 番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

転用目的は貸駐車場であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2 番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

転用目的は宅地の拡張であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 38 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

－ （議案第 39 号説明・表決） －

議長（舟木会長）

次に、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 7 ページの議案第 39 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 39 号を議案書をもとに朗読】

1 番は車庫兼駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番については大垣委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第 39 号の 1 番について説明します。

申請人は●●市に本社があり、運送業を営んでいます。

平成 28 年に●●地内に事務所および荷捌(にさばき)き場を増設し、営業しております。

このたび、事業量が大幅に増加し、今まで以上にトラック台数が必要となったことから現在の事業所に隣接した農地を転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 39 号について説明します。

1 番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

転用目的は車庫兼駐車場であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 39 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第 40 号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第４０号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案３件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

１０３番の案件の方は認定農業者なのか。

事務局（黒梅）

この方は認定農業者です。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第４０号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第４０号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって本日の第 11 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 10 分

その他報告事項

富山県農業委員会大会の開催について

開催日 平成 30 年 11 月 19 日(月) 午後 1 時 30 分より

会 場 「アイザック小杉文化ホールラポール」

農地利用状況調査・農業委員活動記録簿（未提出の方）の提出について

次回開催場所と時刻について

・総会開催日 12 月 6 日（木）午後 2 時から
射水市役所大島分庁舎 3 階大会議室

その他

